

安全保障理事会決議 2269 (2016)

2016年2月29日、安全保障理事会第7636回会合にて採択

安全保障理事会は、

2010年12月22日に採択された安保理決議1966(2010)および2015年12月22日に採択された決議2256(2015)を想起し、

四年の任期で2012年3月1日から効力を生じる両国際刑事裁判所に代わる国際残余メカニズム(「同メカニズム」)の検察官を任命している2012年2月29日に採択された決議2038(2012)における安保理決定を想起し、

決議1966(2010)の添付文書1の、同メカニズムの規程の第14条第4項を考慮して、

同メカニズムの検察官としてセルジュ・ブラメーツ氏を任命する事務総長による指名(S/2016/193)を審議して、

決議1966(2010)の添付文書2の、暫定取極の第7条(a)項に従い、同メカニズムの検察官は、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の検察官の職務を持つこともできることに留意し、

同メカニズムは、同決議の第1項に言及された最初の開始日から当初4年の期間の間活動するものとするという決議1966(2010)の安保理の決定、またこの当初の期間の終了前にそしてその後は二年毎に、その機能を完了することを含めて、同メカニズムの活動の進展を検討することそして同メカニズムは、安全保障理事会がその他の決定を行わない限り、そのようなそれぞれの再検討後の引き続く二年の期間の間活動し続けるものとするを想起し、

国際連合憲章の第7章に基づいて行動して、

1. 2016年3月1日から2018年6月30日まで効力を生ずる両国際刑事裁判所に代わる国際残余

メカニズムの検察官としてセルジュ・ブラメーツ氏を任命すること、そしてその後、同メカニズムの検察官は、同メカニズムの規程の第 14 条、第 4 項にもかかわらず、二年の任期で、任命または再任命されることができることを決定する。

2. 同メカニズムの規程の第 10 条、第 3 項にもかかわらず、同メカニズムの裁判官は、二年の任期で、任命または再任命されることができることを決定する。

3. 同メカニズムの規程の第 15 条、第 3 項にもかかわらず、同メカニズムの書記は、二年の任期で、任命または再任命されることができることを決定する。

4. この問題に引き続き取り組むことを決定する。